

岩見沢公共職業安定所発表
令和 8 年 1 月 30 日 (金)

担当 岩見沢公共職業安定所
所長 菊池 英明
統括職業指導官 賀来 忠寛
電話 0126 (22) 3450

令和 7 年 障害者雇用状況の集計結果 (令和 7 年 6 月 1 日現在)

岩見沢公共職業安定所では、このたび、令和 7 年「障害者雇用状況報告」(令和 7 年 6 月 1 日現在)の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者を雇用する義務がある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

岩見沢公共職業安定所管内(※)の集計結果は以下のとおりです。
(※管内：岩見沢市・美唄市・三笠市・南幌町・月形町・浦臼町)

1 概要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合			法定雇用率達成企業等の数
		岩見沢所	北海道	全国	岩見沢所	北海道	全国	
民間企業	% 2.5	% 2.73	% 2.57	% 2.41	% 60.9	% 49.2	% 46.0	企業 42 / 69
地方公共団体	都道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局及び下記以外の市町村の教育委員会等	% 2.8	% 2.20	% 2.60	% 2.80	% 16.7	% 59.9	機関 1 / 6
都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会		% 2.7	% 2.61	% 2.54	% 2.31	% 100.0	% 50.0	機関 1 / 1

注) 雇用率の算定基礎となる対象労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から雇用されている障害者の数を減じて得た数(不足数)が0.0となることをもって「法定雇用率達成」としています。(実雇用率が法定雇用率を下回っていても不足数が0.0となることがあります。この場合、「法定雇用率達成」となります。)

(1) 集計結果のポイント

【 民間企業(報告対象は 40.0 人以上の企業)】(法定雇用率 2.5%)

- 集計企業数は 69 社 (対前年比 1.4%、1 企業減少)
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は 7,719.0 人 (対前年比 4.5%、360.0 人減少)
- 雇用されている障害者の数は 211.0 人 (対前年比 1.0%、2.0 人増加)
- 実雇用率は 2.73% (対前年比 0.14 ポイント増加)
- 法定雇用率達成企業の割合は 60.9% (対前年比 2.3 ポイント増加)

注) 短時間労働者(1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である労働者)については、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしています。

【 地方公共団体 】(法定雇用率 2.8%、一定の教育委員会 2.7%)

- 2.8%の法定雇用率が適用される機関
実雇用率は **2.20%**(対前年比 0.26 ポイント減少)
法定雇用率達成機関の割合は **16.7%**(前年比 33.3 ポイント減少)
- 2.7%の法定雇用率が適用される機関
実雇用率は **2.61%**(対前年比 1.46 ポイント減少)
法定雇用率達成機関の割合は **100.0%**(前年と同数)

(2) 集計結果を踏まえた岩見沢公共職業安定所の取り組み

民間企業について

- 雇用されている障害者数および実雇用率はともに前年を上回っています。法定雇用率達成企業の割合も前年を上回っています。しかしながら管内の 39.1%の企業が法定雇用率未達成であることから、各企業が法定雇用率を達成するよう指導を続けます。
- 求人内容に合った求職者の紹介、雇入れに対する助成、障害者支援機関等との連携による就労支援の充実等、雇入れの支援に努めます。

地方公共団体について

- 地方公共団体は、民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にありますが、民間企業の実雇用率を下回っている状況です。未達成の機関に対する達成指導を今後も継続的に実施します。

■ 障害者のカウント方法について

障害者を 1 人雇用している場合のカウント数は次のとおりです。

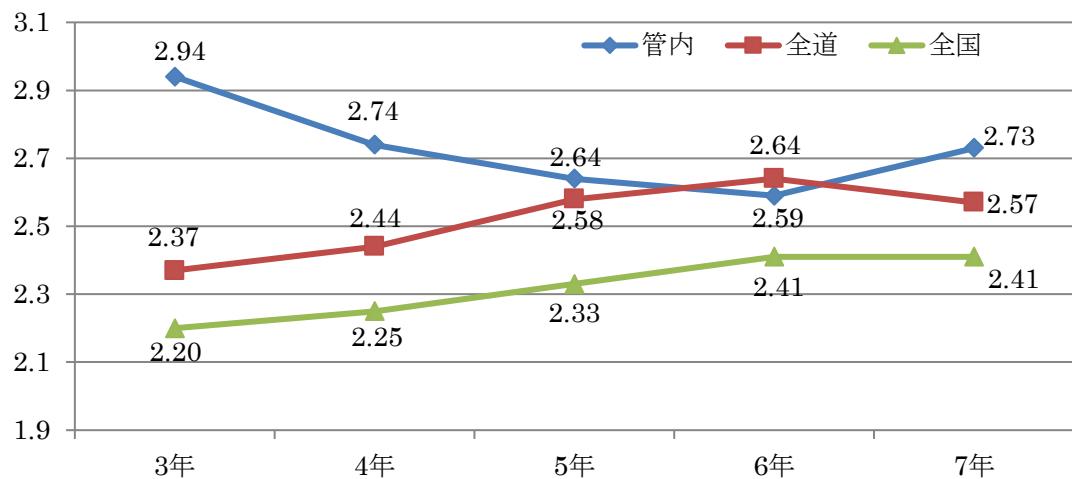
	常用雇用労働者	短時間労働者	
			特定短時間労働者 (※2)
週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満	10時間以上20時間未満
身体障害者	1	0.5	-
	重度	2	0.5
知的障害者	1	0.5	-
	重度	2	0.5
精神障害者	1	1 (※1)	0.5

※1 精神障害者である短時間労働者については、令和 5 年 4 月 1 日からの精神障害者の算定特例の延長に伴い、当分の間、1 人とカウントします。

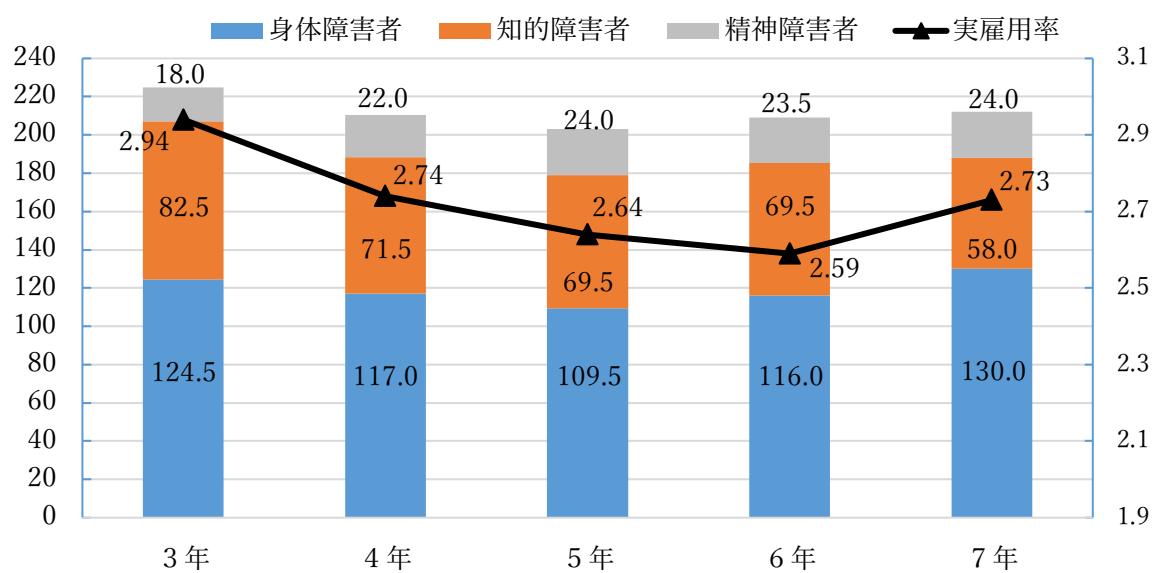
※2 就労継続支援 A 型の利用者は除きます。

2 民間企業における雇用状況

(1) 障害者実雇用率の推移



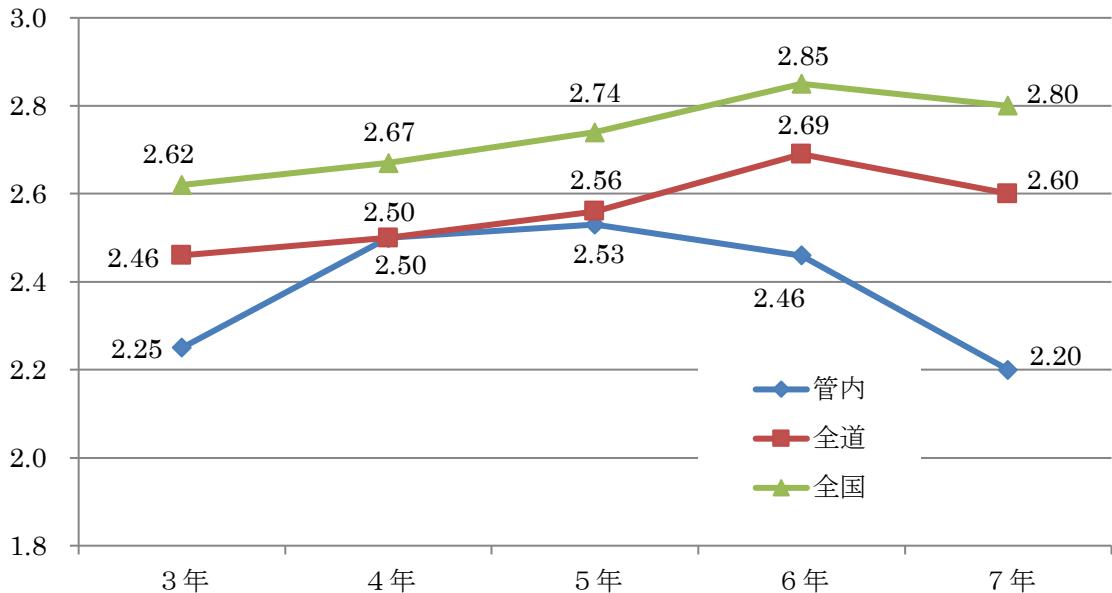
(2) 障害種別の雇用障害者数の推移



	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
対象労働者数	7,652.5	7,693.5	7,698.5	8,079.0	7,719.0
雇用障害者計	225.0	210.5	203.0	209.0	211.0
身体障害者	124.5	117.0	109.5	116.0	130.0
知的障害者	82.5	71.5	69.5	69.5	58.0
精神障害者	18.0	22.0	24.0	23.5	24.0

3 地方公共団体における在職状況

(1) 法定雇用率 2.8%が適用される機関の雇用率の推移



(2) 法定雇用率 2.8%が適用される機関の在職状況

機関数	機関	対象職員数 人	障害者数				実雇用率 %
			身体障害者 人	知的障害者 人	精神障害者 人	障害者計 人	
令和 7 年	6	2,404.0	47.5	3.5	2.0	53.0	2.20
令和 6 年	6	2,212.0	49.0	3.5	2.0	54.5	2.46
令和 5 年	6	2,072.5	46.0	3.5	3.0	52.5	2.53
令和 4 年	7	2,097.0	47.0	2.5	3.0	52.5	2.50
令和 3 年	7	2,085.0	44.0	1.0	2.0	47.0	2.25

【お知らせ】 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。

障害者の法定雇用率は、障害者雇用促進法に基づき、労働者の総数に対する障害者である労働者の割合を基準とし、少なくとも5年毎に見直すことになっています。

		令和 6 年 3 月まで	令和 6 年 4 月から	令和 8 年 7 月から
民間企業		2.3% (43.5 人以上)	2.5% (40.0 人以上)	2.7% (37.5 人以上)
地方公共団体	都道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局及び下記以外の市町村の教育委員会等	2.6% (38.5 人以上)	2.8% (36.0 人以上)	3.0% (33.5 人以上)
都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会		2.5% (40.0 人以上)	2.7% (37.5 人以上)	2.9% (34.5 人以上)

※カッコ内の人数以上の企業等が、障害者雇用状況の報告義務の対象となります。